

公告第 2 6 5 4 号

健康保険法第 4 7 条の規定により、当健康保険組合の任意継続被保険者に適用する 2 0 2 5 年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの標準報酬月額の上限は、次のとおり決定いたしましたので、公告いたします。

〈参考〉健康保険法第 4 7 条（要約）

当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額と、前年（1 月から 3 月までについては前々年）の 9 月 3 0 日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額のうち、いずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

2 0 2 5 年 1 月 3 1 日

N X グループ健康保険組合
理事長 佐竹 陽



標 準 報 酬 月 額	標 準 報 酬 日 額
3 6 0 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円

以 上